

第 8 号

令和5年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めると
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20,000千円を減額し、歳入歳出予算の
総額を歳入歳出それぞれ380,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予
算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正是、「第2表 地方債補正」による。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県 債		千円 400,000	千円 △ 20,000	千円 380,000
	1 県 債	400,000	△ 20,000	380,000
歳 入 合 計		400,000	△ 20,000	380,000

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土 木 費		千円 400,000	千円 △ 20,000	千円 380,000
	1 道 橋 り よう 費	400,000	△ 20,000	380,000
歳 出 合 計		400,000	△ 20,000	380,000

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
国直轄道路用地先行取得事業費	千円 400,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)(その他) 工事その他 の都合により、一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め15年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ること可能 る。	千円 380,000	(補 正 前 に 同 じ)			